

**三重県地球温暖化対策の推進に係る条例の
あり方について
(答申)**

**平成25年9月
三重県環境審議会**

目次

1. 新条例制定の必要性	1
2. 新条例のあり方についての基本的な考え方	1
3. 新条例の名称	2
4. 新条例に規定する項目	2
5. 新たな条例に盛り込むべき内容	3
1) 目的及び責務	3
2) 事業活動における対策	5
3) 建築物における対策	9
4) 自動車の利用における対策	11
5) 消費生活に関わる対策	15
6) 再生可能エネルギーの導入促進	18
7) 森林の整備・保全の推進	19
8) 気候変動による影響への適応	20
9) 地球温暖化防止に係る教育・学習の推進	22
10) イベント開催における対策	24

1. 新条例制定の必要性

地球温暖化の進行に伴う気候変動は、生態系や人類に様々な影響を及ぼし、予想される影響の大きさや深刻さから、世界的な危機をもたらす最も重要な環境問題の一つとなっています。

国では、持続可能な社会を構築し、将来世代に引き継いでいくために、「第4次環境基本計画」(平成24年4月27日閣議決定)において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガス(二酸化炭素(CO₂)、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等3ガス)の排出削減を目指し、長期的・継続的に地球温暖化対策に取り組んでいくこととしています。このような中で、平成24(2012)年7月に再生可能エネルギーの全量固定価格買取制度、同年10月に地球温暖化対策税を導入するなど、取組を強化してきました。

また、エネルギー政策の検討と表裏一体で進めつつ、「2013年以降の地球温暖化対策の計画」を策定することとしています。

しかしながら、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)は、最も厳しい「緩和策」(温室効果ガス排出量を削減し、大気中の温室効果ガス濃度を安定させる対策)の努力を行っても、今後数十年にわたり気候変動の更なる影響を避けられないことを指摘しています。

三重県では、平成12(2000)年に「三重県地球温暖化対策推進計画」を策定するとともに、環境負荷低減の観点から「三重県生活環境の保全に関する条例(平成13年三重県条例第7号)」に温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等に対して地球温暖化対策に関する事項を定めた計画書の作成義務を規定し、取組を進めてきました。また、平成16(2004)年には、三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム(M-EMS:ミームス)の認証制度を導入し、中小事業者の自主的な環境負荷低減の取組を促進してきました。同年、地球温暖化対策についての啓発・広報活動を行う「三重県地球温暖化防止活動推進センター」を指定するなど、家庭における省エネの取組等の促進も図っています。

その結果、産業部門においては、CO₂排出量は平成2(1990)年度に比して平成21(2009)年度は約1%増加しているものの、排出原単位では一定の効果が見られています。

しかし、産業部門は県内におけるCO₂排出量の約6割を占めており、今後も継続的かつ実効的な温暖化対策の取組が求められています。

一方、オフィスや店舗等の民生業務その他部門からのCO₂排出量は約78%、民生家庭部門は約26%と、大きく増加していることから、効果的な対策が課題となっています。

これらの状況を鑑みて、三重県におけるエネルギーの利活用等を含めた総合的な観点から、「緩和策」及び「適応策」(気候変動による影響への対処)を推進するための新たな条例を制定する必要があるとの認識に立ち、三重県環境審議会地球温暖化対策部会において議論を重ね、新条例のあり方についてまとめました。

2. 新条例のあり方についての基本的な考え方

前述の必要性に基づいて策定される新条例において、地球温暖化対策は、次に掲げる基本的な考え方に則して推進することとします。

- ・ 県、事業者、県民及び滞在者の個別並びに相互の連携によって総合的かつ計画的に推進されるものであること
- ・ 県、事業者、県民及び滞在者が経済活動や日常生活の変革を図っていくなど、公平な役割分担の下で自主的かつ積極的に推進されるものであること
- ・ 県民生活の向上、産業の発展及び就業の機会の増大その他の三重県経済の持続的な成長

を図りつつ、推進されるものであること

3. 新条例の名称

新条例の名称は、現行の地球温暖化対策に関する制度だけでは十分に対応できない課題を解消するとともに、エネルギーの利活用等を含めた総合的な観点から、地球温暖化対策（「緩和策」及び「適応策」）の推進を目的としているため、「三重県地球温暖化対策推進条例」とすることが適当であると考えます。

4. 新条例に規定する項目

新条例には、以下の項目を規定することが適当であると考えます。

- ① 事業活動における対策
- ② 建築物における対策
- ③ 自動車の利用における対策
- ④ 消費生活に関わる対策
- ⑤ 再生可能エネルギーの導入促進
- ⑥ 森林の整備・保全の推進
- ⑦ 気候変動による影響への適応
- ⑧ 地球温暖化防止に係る教育・学習の推進
- ⑨ イベント開催における対策

5. 新たな条例に盛り込むべき内容

今回、新たに制定する条例については、これまでの「三重県生活環境の保全に関する条例」に規定されている事項に加えて、次の事項を盛り込むことが適当であると考えます。

1) 目的及び責務

(1) 条例の目的

地球温暖化対策が喫緊の課題であることに鑑み、三重県環境基本条例の基本理念に則り、県、事業者、県民及び観光旅行者その他の滞在者の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策の推進に関する事項を定めることにより、様々な主体が経済活動や日常生活のあらゆる場面において、これまでの行動様式を見つめ直し、自らの役割を果たしながら、相互に連携して、地球温暖化問題の解決に寄与すると同時に、地球環境への負荷が少ない低炭素社会を実現することを目的とします。

(2) 県の責務

県は、事業者、県民及び市町その他の機関と連携して、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を実施するものとします。

また、県は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出量の削減、気候変動による影響への適応並びに森林等による吸収作用の保全及び強化のための措置を率先して実施するものとします。

(3) 事業者の責務

事業者は、地球温暖化の防止や気候変動による影響への適応に関する理解を深めるとともに、その事業活動において、必要な措置を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならないこととします。

また、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならないこととします。

(4) 県民の責務

県民は、地球温暖化の防止や気候変動による影響への適応に関する理解を深めるとともに、その日常生活において、必要な措置を自主的かつ積極的に実施するよう努めなければならないこととします。

また、県が実施する地球温暖化対策に協力するよう努めなければならないこととします。

(5) 滞在者の責務

観光旅行者その他の滞在者は、滞在中の活動において、温室効果ガスの排出を抑制するための措置を実施するよう努めるものとします。

【制定の趣旨】

「1. 新条例制定の必要性」に記載のとおり、三重県では、喫緊の課題である地球温暖化対策の推進に取り組む必要があります。そのため、県、事業者、県民の責務を明らかにすることが適当であると考えます。

また、三重県には、観光旅行者や出張者等の一時的に県内に滞在する方も多く、これらの滞在者に対しても、県内における温室効果ガスの排出量を減らすよう努めてもらうため、その責務を明らかにすることが適当であると考えます。

【参考】三重県環境基本条例（抜粋）

（目的）

第一条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

（基本理念）

第三条 環境の保全は、県民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用その他の環境の保全に関する行動により持続的発展が可能な社会を築き上げることを目的として、すべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的な取組みにより行われなければならない。

3 環境の保全は、人の活動によって失われつつある生態系の均衡を保持し、及び県民生活に欠くことのできないやすらぎとうるおいのある快適な環境を確保することを目的として、すべての者の英知を集めて行われなければならない。

4 地球環境の保全は、我が県の経験と技術を生かして、国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

2) 事業活動における対策

2-1 事業活動における温室効果ガス排出量の把握と管理による排出量削減取組の実践

【盛り込むべき内容】

1 事業者地球温暖化対策指針の作成

知事は、事業者が地球温暖化対策を推進するための指針を作成し、公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

2 環境マネジメントの推進

事業者は、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組むよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

3 温室効果ガス排出量等の把握

事業者は、事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量を把握するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

4 省エネルギー対策

(1) 省エネ機器等の導入

事業者は、エネルギー消費量の少ない機器及び設備を積極的に導入するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 空調の管理等

事業者は、職場環境に配慮しながら、エネルギーの消費が過大とならないよう室内の空調を適切に管理するとともに、従業員の服装等に配慮するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

(3) 屋内外照度の配慮・ライトダウンの実践

事業者は、屋内外照明を作業領域及び活動領域に応じた照度に調整し、夜間における防犯や安全等のために必要な箇所を除き消灯を行うよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

5 環境物品等の購入・選択・使用

事業者は、環境負荷低減に資する製品・サービス（以下、「環境物品等」という。）を購入、選択、又は使用するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

6 廃棄物の処理

事業者は、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用及び廃棄物処理に伴う温室効果ガスの発生抑制を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

7 地球温暖化対策計画書制度

(1) 計画書の作成・提出

温室効果ガスの排出量が相当程度多い工場等を設置する者（以下、事業活動における対策において「特定事業者」という。）は、事務・事業活動における温室効果ガスの排出状況、排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化対策に関する計画書（以下、「地球温暖化対策計画書」という。）を作成し、知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 省エネ法に規定する第一種及び第二種エネルギー管理指定工場等を県内に設置する者

〔規定の強さ〕 義務

また、特定事業者以外の者は、地球温暖化対策計画書を作成し、知事に提出できることとします。

〔想定される対象者〕 特定事業者以外の者

〔規定の強さ〕 任意

地球温暖化対策計画書を提出した者は、地球温暖化対策計画書の内容を変更したときは、変更後の地球温暖化対策計画書を知事に提出しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 地球温暖化対策計画書を提出した者

〔規定の強さ〕 義務

(2) 報告書の作成

地球温暖化対策計画書を提出した者は、事務・事業活動における温室効果ガスの排出の削減に関する対策の実績及び提出した地球温暖化対策計画書に対する達成状況を知事に報告しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 地球温暖化対策計画書を提出した者

〔規定の強さ〕 義務

(3) 計画書の公表

知事は、事業者から提出された地球温暖化対策計画書を公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

(4) 指導・助言・勧告等

知事は、地球温暖化対策の取組が十分でない事業者への指導・助言、地球温暖化対策計画書及び報告書の未提出者への勧告及び公表等を実施することができることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 権限

8 指導・助言・情報提供

知事は、事業者が温室効果ガス排出抑制に関する取組を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 権限

また、知事は、事業者の温室効果ガス排出量の抑制に関する取組を促進するための情報を提供しよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

三重県における産業部門の CO₂ 排出量は、高効率設備の導入等によってエネルギー原単位の改善に努められているものの、県内全体の排出量に占める割合は約 6 割と高い状況です。本県は県内総生産に占める製造業の比率が相対的に高く、産業部門の排出量の 8 割以上を製造業の大規模事業所が占め、この製造業の大規模事業所を中心に、計画的な排出原単位の改善や総排出量の更なる削減が求められています。「三重県生活環境の保全に関する条例」では、大規模事業所に対して、事業活動に伴う温室効果ガスの総排出量に関する数値目標の設定、排出抑制に係る自主的な対策等を記載した地球温暖化対策計画書の作成・提出を義務付けています。温室効果ガス排出量の算定基準の国際的な動向としては、事業活動による直接的な排出量やエネルギー消費量にとどまらず、サプライチェーン全体からの排出量も対象として要求されることもあります。具体的には、原材料の調達、リース資産、物流、製品等の使用・管理・廃棄、出張、従業員の通勤等に伴う間接的な排出量の算定を求められるものです。本県の産業部門では、省エネルギー対策の実行率が高まりつつあるものの、依然として費用面や効果の不明さを理由に実行しない事業所も多く、ISO14001 取得事業所よりも未取得事業所、大規模事業所よりも中小規模事業所において対策が進んでいません。今後、排出割合は低いものの事業所数の多数を占める製造業の中小規模事業所においても、ISO 規格要求事項に準じた体制を整えるなど温室効果ガスの排出量の削減対策を進める必要があります。

また、産業部門のその他業種（農林水産業、鉱業、建設業）においても、それぞれの業種に応じた温室効果ガスの排出量の削減対策が必要です。

三重県における民生業務その他部門の CO₂ 排出量は、県内全体の排出量の約 1 割を占めており、平成 21(2009)年度の CO₂ 排出量は、平成 2(1990)年度と比べて 78.3%増加しました。要因として、業務系建築物の延床面積の増加に伴う空調・照明設備、パソコンやコピー機などのオフィス機器の増加が考えられ、排出量の約 8 割が電気の使用によるものでした。

オフィスにおいては、省エネ機器の導入やエネルギーの賢い利用等により、エネルギーの利用を必要最小限度にすることで低炭素なオフィスの実現が求められています。

そのため、オフィスでは、エネルギー使用量を把握し、OA機器等の選択や使用について見直しを行い、電気の使用に伴う排出量の削減に努めることが求められます。

また、企業の自主的な環境負荷低減の取組を促進する「三重県版小規模事業所向け環境マネジメントシステム（M-EMS(通称：ミームス)）」の認証取得事業所は年々増加していますが、民生業務その他部門における環境に配慮した取組の実行率は、「環境保全ガイドラインの策定」が 26%、「環境専門組織の設置」が 22%、「ISO14001 の取得」が 8%と、産業部門に比べ大幅に低くなっています（産業部門ではそれぞれ 90、84、83%）。環境に配慮した取組を促進するためには、環境マネジメントシステムの導入など、環境経営を拡大させることが必要です。

温室効果ガスの排出量を把握し、削減ポテンシャルを見つけ出すことは、エネルギーコストを削減できる潜在的なポイントを洗い出すこととなります。よって、化石燃料価格の高騰等によるエネルギーコストの増加に対応し、事業者の経営基盤を強化するためにも、温室効果ガス排出削減によるエネルギーコストの削減が必要です。更に、環境物品の調達、廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用に取り組む必要があります。

2-2 環境コミュニケーションの推進

【盛り込むべき内容】

1 環境コミュニケーションの推進

事業者は、自らの環境経営について情報提供するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

近年、環境報告書や CSR（企業の社会的責任）活動の普及等により、事業所の環境配慮行動や環境に関する社会貢献活動が企業価値を向上させるようになっており、企業による社会的問題解決への取組や社会貢献活動の促進が求められています。

3) 建築物における対策

3-1 環境配慮建築物の普及

【盛り込むべき内容】

1 建築物環境配慮指針の作成

知事は、建築物の新築、増築又は改築（以下、「新築等」という。）をしようとする者（以下、「建築主」という。）が建築物に係る環境への負荷の低減を図るための措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針を作成し、公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

2 建築物の環境性能の向上

(1) 省エネルギー建築物の設計・施工

建築物の新築等をしようとする者は、可能な限り化石燃料の消費に頼らずに快適な空間を確保できる措置を講じた設計及び施工を行うよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての建築主

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 高効率機器・設備の導入

建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物にエネルギーの消費効率の優れた機器及び設備を導入するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 ・ 全ての建築主

〔規定の強さ〕 努力義務

(3) 再生可能エネルギー利用設備の導入

建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物に再生可能エネルギー利用設備を導入するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 ・ 全ての建築主

〔規定の強さ〕 努力義務

(4) 建築物等の緑化

建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物及びその敷地の緑化（以下、「建築物等緑化」という。）に努めることとします。

〔想定される対象者〕 ・ 全ての建築主

〔規定の強さ〕 努力義務

(5) 環境負荷の少ない資材の使用

建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物への環境負荷の少ない資材の使用を推進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての建築主

〔規定の強さ〕 努力義務

(6) 県産材の利用

建築物の新築等をしようとする者は、当該建築物への県産材の利用を推進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての建築主

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

三重県における民生業務その他部門の平成 21(2009)年度の CO₂ 排出量は、平成 2(1990)年度と比べて 78.3%増加し、民生家庭部門で 25.9%増加しました。増加要因として、業務系建築物の床面積の増加に伴う空調・照明設備の増加、オフィス機器の増加および世帯数増加と家電の大型化・多様化によるエネルギー消費量の増加が挙げられます。

三重県における住宅の省エネルギー性能をみると、平成 20(2008)年度の調査では、「次世代省エネルギー基準(平成 11 年省エネルギー基準)」を満たす新築住宅の割合は、全国平均を 6.4 ポイント上回っているものの 39.6%と低く、基準達成率の向上が課題となっています。また、建築物において最も熱の流出入割合の高い窓において、遮熱性能の高い二重サッシや複層ガラスが設置されている住宅は 15.7%と低率であり、既存住宅の性能向上も課題となっています。

しかしながら、平成 23(2011)年度上半期のリフォームに係る調査では、非住宅建築物については、省エネ改修件数が前年同期比 68.3%の大幅な増加がみられますが、住宅については、耐震改修が前年同期比で増加している一方で省エネ改修は 11.9%の減少に転じています。

平成 20(2008)年度の国土交通省による住生活総合調査では、本県の住宅に対する総合評価のうち、「冷暖房の費用負担などの省エネルギー対応」「住宅の断熱性や気密性」への不満率が高い状況です。

国は、低炭素社会の実現のためには、建築物の姿として、断熱等の建築物本体の工夫、省エネ機器の利用、自然エネルギーの活用、エネルギーの賢い利用等を行い、必要最小限度のエネルギーを利用することで低炭素な建築物を実現するとともに、快適性・安全性等を高めた建築物を実現するとしています。更に、「2020 年までに標準的な新築住宅で ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)を実現し、2030 年までに新築住宅の平均で ZEH を実現すること」、また、「2020 年までに新築公共建築物等で ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)を実現し、2030 年までに新築建築物の平均で ZEB を実現すること」といった方針を示しています。

したがって、照明、給湯、空調等の設備にエネルギー消費量の少ないものを導入することはもちろん、エネルギー消費量の約 4 割から 6 割を占める給湯や暖房等の熱利用を、太陽熱や地中熱といった再生可能エネルギーの熱利用による代替等を通じて、建築物の使用に伴うエネルギー使用量を削減する必要があります。また、建築に際しては、県産材や環境負荷の少ない材料の利用の促進、緑化等の対策を講じることなども必要です。

4) 自動車の利用における対策

4-1 移動に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた仕組みの強化、普及啓発の推進

【盛り込むべき内容】

1 自動車地球温暖化対策指針の作成

知事は、自動車等（原動機付自転車を含む。以下同じ。）の使用に伴う温室効果ガス排出量の削減に関する地球温暖化対策指針を作成し、公表しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

2 エコ通勤の推進

事業者は、従業員の通勤に伴う温室効果ガス排出量がより少なくなる通勤方法への転換（以下、「エコ通勤」という。）のための措置を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

3 啓発

県は、自動車等の使用に伴う温室効果ガス排出抑制の知識の普及及び情報提供等の措置を講じるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

三重県における運輸部門のCO₂排出量は、近年は減少傾向にあり、平成21(2009)年度の排出量は平成2(1990)年度とほぼ同じです。CO₂排出量のうち、自動車の使用に伴うものが92.8%と大半を占め、続いて国内船舶が4.4%、鉄道が2.8%となっています。CO₂排出量増加の要因として、自動車単体の燃費改善が進んでいるものの、自動車保有台数が平成2(1990)年度から38.6%増加していることが考えられます。

輸送に係る地球温暖化対策として、国際的な動向としては、事業活動による直接的な排出量やエネルギー消費量だけに限らず、従業員の通勤等も含め、サプライチェーン全体からの排出量を算定・報告対象とする方向で検討されています。それらを鑑みて、輸送事業者や荷主の他、大規模集客施設、マイカー通勤者が相当程度多い事業者等に対しても、輸送に係る温室効果ガス排出量の削減に向けた取組が求められます。

4-2 温室効果ガス排出量の少ない自動車の普及、エコドライブの実践

【盛り込むべき内容】

1 自動車環境性能の表示・説明

自動車等（新車）の販売を行う事業者は、自動車等（新車）を販売する事業所に、販売する自動車等（新車）の運行に伴い排出される温室効果ガスの量その他の環境に係る項目の情報（以下、「環境性能」という。）を記載した書面等（以下、この規定において「環境仕様書」という。）を備え置くとともに、自動車等（新車）を購入しようとする者に、当該自動車等（新車）に係る環境仕様書を提示し、環境性能の説明を行わなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 自動車等を販売する事業者

〔規定の強さ〕 義務

2 環境性能に優れた自動車の導入

(1) エコカーの選択

事業者、県民及び滞在者は、自動車等を購入・使用する時は、温室効果ガスの排出量が少ない自動車等その他の環境性能に優れた自動車等（以下、「エコカー」という。）を選択して購入又は使用するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者、県民、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

3 自動車の適正使用・整備

(1) エコドライブの実践

自動車等を運転する者は、温室効果ガス排出量を最小限にとどめるための適正な運転（以下、「エコドライブ」という。）を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 自動車等を運転する全ての者

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 適正な車両の整備

自動車等を運転する者は、自動車等を使用するに当たっては、その適正な整備を行うことにより、環境への負荷の低減に努めることとします。

〔想定される対象者〕 自動車等を運転する全ての者

〔規定の強さ〕 努力義務

(3) 使用の合理化

自動車等を運転する者は、自動車等の効率的な利用及び使用の抑制等により、走行量を低減させる措置をとるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 自動車等を運転する全ての者

〔規定の強さ〕 努力義務

(4) アイドリングストップの実践

自動車等を運転する者は、自動車等の駐車をする場合には、当該自動車等の原動機を停止しなければならないこととします。

ただし、アイドリングストップにより、自動車等の設備に故障の恐れがある場合、冷却機能を維持できない冷蔵車等を使用している場合及び緊急用自動車に現に緊急用務に使用している場合は、この限りではありません。

〔想定される対象者〕 自動車等を運転する全ての者

〔規定の強さ〕 義務

(5) アイドリングストップの周知

一定規模以上の駐車場を管理する者は、当該駐車場を利用する者が自動車等を駐車する場合において、看板、放送、書面等により、当該自動車等の原動機を停止すべきことを周知しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 自動車等の駐車のために供する部分の面積が 500 平方メートル以上又は自動車等の駐車台数が 40 台以上の駐車場を管理する者

〔規定の強さ〕 義務

(6) 指導・助言等

知事は、原動機の停止の周知の必要な措置をとらない駐車場を管理する者への指導・助言等を行うことができることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 権限

【制定の趣旨】

三重県における運輸部門のCO₂排出量は、「4-1」で記述したとおり、平成21(2009)年度の排出量は平成2(1990)年度と比べてほぼ同じであり、このうち自動車の使用に伴うものが大半を占めています。CO₂排出量増加の要因として、自動車単体の燃費改善が進んでいるものの、自動車保有台数が増加していることが考えられ、1世帯あたりの自動車保有台数は、平成22(2010)年度で1.53台と、全国第13位です。輸送分担率をみても、平成21(2009)年の旅客輸送では自家用車が87.9%、次いで鉄道が6.9%を占めており、全国平均の66.0%と比較して自家用車への依存度が高くなっています。

平成24年に実施した第1回みえ県民意識調査の結果によると、自動車利用において実践している地球温暖化対策の取組として、「無用なアイドリングをやめる」「加減速の少ない運転」等の、エコドライブに関するものが40%前後と上位を占める一方、「燃費のよい車を選ぶ」は18.6%と低位にとどまりました。

国は、低炭素社会の実現のためには、「自動車輸送の姿としては、あらゆる車格で次世代自動車等の環境性能に優れた自動車を選択できることで2050年には新車販売の大部分(約90%)が次世代自動車等となり、低炭素・低公害な自動車が大量に普及し、エコドライブや先進的なITS技術(Intelligent Transport Systems: 高度道路交通システム)の浸透、カーシェアリングの拡大等による自動車利用の効率化の進展により、自動車からのCO₂排出を最小化するとともに、燃料の低炭素化(バイオ燃料や天然ガス、水素など)や交通流対策により、残るCO₂排出量を最小化することが必要」とされています。

これらを踏まえて、自動車の利用者に対しては、自動車等の共同使用などの利用の効率化、エコドライブの実践、エコカーの選択等を促進することが必要です。そのため、自動車の利用者がより温室効果ガス排出量の少ない乗り物や移動手段を選択できるよう、環境性能等を表示する必要があります。

4-3 温室効果ガス排出量の少ない交通機関への転換や物流の情報化・共同化・円滑化等

【盛り込むべき内容】

1 公共交通機関の利用等

(1) 公共交通機関の利用促進

県民、事業者及び滞在者等は、自動車等の使用に代えて、公共交通機関による移動の推進に取り組むよう努めることとします。

【想定される対象者】 県民、全ての事業者、滞在者

【規定の強さ】 努力義務

また、公共交通事業者、県及び市町は連携して、公共交通網の充実や利用促進策を講じるよう努めることとします。

【想定される対象者】 公共交通事業者、県、市町

【規定の強さ】 努力義務

(2) 徒歩・自転車による移動の推進

県民、事業者及び滞在者等は、自動車等の使用に代えて、徒歩や自転車による移動の推進に取り組むよう努めることとします。

【想定される対象者】 県民、全ての事業者、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県は、市町と連携して徒歩や自転車による移動の促進策を講じるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

2 グリーン物流の実施

事業者は、配送の共同化や環境負荷の少ない輸送手段への転換等の措置を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

三重県においては、「4-2」で記述したとおり、自家用車への依存度が高くなっています。自動車中心の社会の進展に伴い、三重県の乗合バスの輸送人員は減少傾向にあり、平成 12(2000)年度からの平成 22(2010)年度までの 10 年間で約 889 万人(23.8%)減少しています。各地でバス路線の廃止がみられ、市町が自主運行バスとして継続させる地域もあります。また、鉄道網については、北勢・中南勢地域を中心に発達していますが、県内各駅合計の一日平均の乗車人員は、平成 12 年度の 266,877 人が平成 22 年度では 243,579 人と、ここ 10 年で 8.7%減少しています。

平成 24 年に実施した第 1 回みえ県民意識調査の結果によると、自動車利用において実践している地球温暖化対策の取組として、「エコドライブに関するものが 40%前後と上位を占める一方、「車より鉄道・バスを利用」は 10.4%と低位にとどまりました。

このため、公共交通網の充実や利用促進策を講じるとともに、県民や事業者等に対して、自転車や公共交通機関の利用を促進し、自家用車に過度に依存しない暮らし方へと転換することが必要です。

一方、三重県における、平成 21(2009)年の物流輸送での輸送分担率をみると、自動車が 84.2%、海運が 14.1%を占めており、自動車等が担う割合が大きい状況にあります。

四日市港は特定重要港湾に指定されており、特にコンテナ貨物の取扱量が飛躍的に伸びています。平成 21(2009)年度の港湾取扱貨物量は全国の 128 港湾中第 9 位と、我が国有数の海運拠点となっており、四日市港における船舶輸送の利用ポテンシャルは高いと言えます。

このため物流においては、高度化、効率化等により、輸送行程全体の走行距離を減らし、貨物車等からの温室効果ガスの排出量を削減する必要があります。更に、温室効果ガス排出量の少ない輸送方法(鉄道や船舶)へ転換することも必要です。

5) 消費生活に関わる対策

5-1 省エネ性能の表示、環境物品の選択・購入

【盛り込むべき内容】

1 環境性能等の表示

(1) 省エネルギー性能の表示と説明

温室効果ガスの排出量が相当程度多い電気機器等（以下、「特定電気機器等」という。）を店舗において販売する事業者は、特定電気機器等に係るエネルギー消費効率等の性能（以下、「省エネルギー性能」という。）に関する情報を、特定電気機器等の本体又はその近傍の見やすい位置に適切に表示するとともに、特定電気機器等を購入しようとする者に対して説明しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 省エネ法で規定される電気機器等を店舗に置いて販売する事業者

〔規定の強さ〕 義務

(2) 環境性能等の表示等の措置の要求

知事は、事業者に対し、省エネルギー性能又は環境性能の表示及び説明等に関する指導並びに助言その他の措置を講ずることができることとします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 権限

【制定の趣旨】

全国の家計からのCO₂排出量を用途別にみると、暖房の使用と給湯によるものがそれぞれ約2割、約5割が照明・冷蔵庫・テレビ等の使用に伴う電力利用によるものです。

三重県においては、民生家庭部門の平成21(2009)年度のCO₂排出量は、平成2(1990)年度と比べて25.9%増加しました。要因として、家電の大型化・多様化等によるエネルギー消費量の増加や、世帯数の増加などが挙げられます。

このため、省エネルギー性能の高い照明・冷蔵庫・テレビ等の導入等により、定常的なエネルギー消費量を削減する必要があることから、省エネルギー性能等を明示していくことが求められています。

5-2 日常生活における温室効果ガス排出量の見える化、循環型社会形成における温室効果ガスの削減

【盛り込むべき内容】

1 温室効果ガス排出量の把握

県民は、自らの生活に係る電気やガス等の使用による温室効果ガス排出量の把握を、積極的に実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県は、県民が温室効果ガス排出量を把握できるよう、市町と連携して支援するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

2 循環型社会形成における温室効果ガス排出量の削減の推進

県民及び滞在者は、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用といった循環型社会の形成に関する取組においても温室効果ガスの排出量を削減するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

東日本大震災により、東京・東北電力管内では、計画停電や大口需要家に対する電力使用制限が行われました。その後も、原子力発電所の停止等の影響を受けて、節電要請を受けた産業界や住民の省エネや節電、ピークカット等の努力により、夏季等の電力需要の多い時期を乗り切っていますが、依然、電力供給不足が懸念されています。

したがって、生活の中で、エネルギーを効率的に使用する工夫や、洗濯機や掃除機等の使用は電力ピーク時間帯を避けるなどの配慮が必要です。

三重県が実施した地球温暖化対策の取組等の調査（平成 22 年(2010)年度実施）によると、80%以上の県民が地球温暖化問題に関心があるとしています。また、70%以上が今の生活を犠牲にしても、あるいは多少変えても、日常生活での地球温暖化防止の取組を行うべきと考えています。一方、地球温暖化防止取組の実行率は 43.8%であり、平成 16(2004)年度の調査結果に比べて向上傾向は見られますが、地球温暖化問題への高い意識が行動につながっているとは言い難い状況です。

家庭での排出削減の取組が進まない要因については、平成 24(2012)年に実施した第 1 回みえ県民意識調査の結果を見ると、50.5%の県民が「地球温暖化防止にどのくらい効果があるのかわからないから」と考えており、「何をしてよいか分からない」が 37.3%、「頑張っても変わる気がしない」が 28.6%、「お金や時間がかかる」が 19.6%、「生活に不便を感じる」が 16.8%を占めています。

このため、県民の環境に配慮した消費行動を促進し、温室効果ガス排出量が少ない消費生活に変えていく必要があります。その動機付けのひとつとして、どのような行動が地球温暖化防止につながるかを明らかにしたり、対策の効果を「見える化」するなどの取組が必要です。

また、3R（廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用）の推進によって、廃棄物の削減や環境負荷の低減に関する取組につながる意識の啓発を進めると同時に、再使用、再生利用に関する環境配慮型の新技術の開発が求められます。

5-3 地域で生産され、環境に配慮した農林水産物の選択

【盛り込むべき内容】

1 環境に配慮した農林水産物の選択及び購入の促進

県民及び滞在者は、生産及び輸送に伴う温室効果ガスの排出量の削減に配慮された農林水産物（以下、「環境配慮農林水産物」という。）を積極的に消費するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県は、市町と連携して、普及啓発その他の環境配慮農林水産物の購入の促進施策を講じるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

日本は世界有数の農産物輸入国であり、輸入に伴う CO₂ 排出量は 1,690 万 t/年との試算結果もあります。

三重県においては、平成 22(2010)年度の食料自給率は、カロリーベースで 44%(全国は 39%)、生産額ベースで 68%(全国は 69%)と、食料の多くを県外産に頼っています。

このような中、輸送はもとより、生産段階からの CO₂ 排出量も含めて算定したカーボンフットプリントを商品に表示するための取組が進みつつあります。

したがって、生産から消費までの各段階でのエネルギー削減による温室効果ガス排出削減につながるよう「地産地消」、「旬産旬消」といった観点で環境に配慮された農林水産物を優先的に消費することを促進し、生産段階や輸送時の温室効果ガス排出量を削減する必要があります。

5-4 環境配慮型商品の流通の増加や普及

【盛り込むべき内容】

1 環境物品等の選択及び使用

県民及び滞在者は、環境物品等の選択及び使用に努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、滞在者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

平成 22(2010)年に公表された消費者動向調査の結果によると、消費者が商品・サービスを選択する際に得たい情報は、「商品の機能・仕様やサービスの内容」が約 81%であるのに対し、「環境保全に配慮しているか」は約 36%にとどまっています。

このため、環境への負荷をより低減した商品の選択・購入が、温室効果ガスの削減・吸収などを実現する活動への支援になることの認識を促進させる必要があります。

6) 再生可能エネルギーの導入促進

6-1 再生可能エネルギー設備の導入等によるエネルギー創出

【盛り込むべき内容】

1 再生可能エネルギーの導入

県は、自ら太陽光、太陽熱、風力、バイオマスその他の自然由来のエネルギー（以下、「再生可能エネルギー」という。）の積極的な導入に努めるとともに、県民及び事業者に対する導入促進のための施策を講じるよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、県民及び事業者は、再生可能エネルギーの積極的な導入に努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

2 再生可能エネルギーに係る情報の収集・提供

県は、再生可能エネルギーの導入促進に向けた情報の提供に努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

平成 21 (2009) 年の日本の一次エネルギー国内供給に占める化石燃料（石油・石炭・天然ガス）の割合は 80% 以上であり、温室効果ガスの大量排出につながっています。

三重県においては、温室効果ガス排出量の 89.5% がエネルギーの使用に伴い排出される CO₂ となっています。

これに対し、再生可能エネルギーは、CO₂ 排出量が少なく、枯渇する恐れのないクリーンなエネルギーです。

そこで国は、再生可能エネルギーの導入を促進するため、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助金制度を設けるとともに、平成 21 (2009) 年 11 月より、太陽光発電の余剰電力を電気事業者が買い取ることを義務付けた「太陽光発電の余剰電力買取制度」を導入しています。また、平成 24 (2012) 年 7 月からは、再生可能エネルギー（太陽光・風力・水力・地熱・バイオマス等）で作られた電気の買い取りを義務付けた「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が導入されています。

今後、CO₂ 排出量を削減するとともに、エネルギーの安定供給を図り、経済活動や県民生活の安定を確保するためには、燃料の大半を輸入に頼っている火力発電から地域で創出される再生可能エネルギーへの転換を進める必要があります。

7) 森林の整備・保全の推進

7-1 森林区分や地理的条件等に応じた適切な手法による森林整備・保全等、様々な主体の参画による森林づくりと保全活動

【盛り込むべき内容】

1 森林の整備・保全の推進

県は、森林の有する温室効果ガスを吸収及び固定する機能を確保するため、県民、森林所有者及び事業者と連携し、森林の整備及び保全に努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

日本の森林面積は約 2,510 万 ha で、国土の約 3 分の 2 を占めており、平成 21(2009)年度の京都議定書に基づく森林吸収量は、基準年総排出量の 3.4%に相当する 4,630 万 t-CO₂です。

三重県においては、平成 20(2008)年度の森林面積は約 37 万 ha であり、県の総面積の約 65%を占めています。平成 21(2009)年度の森林吸収量は、53.9 万 t-CO₂で、基準年(1990)総排出量の 2.0%に相当します。平成 17(2005)年以降の平均で見ると年間 35 万 t-CO₂弱であり、平成 22(2010)年度の目標値としていた 80.0 万 t-CO₂を大きく下回っています。

県内の森林は、「環境林」と「生産林」に区分して保全・整備を進めています。環境林では、整備に必要となる森林境界の明確化が進んでいません。生産林では、生産性の向上が十分進んでいないうえに木材価格の低迷等もあって、林業採算性は悪化し、伐採後に植栽されない森林や間伐等の手入れが行われない森林が増加しています。

手入れの行き届いた健全な森林は、水源かん養や土砂の流出防備等の他に CO₂を吸収・固定する機能をより高度に発揮することから、地球温暖化対策において重要な役割を果たしています。このような森林の多面的機能による恩恵は県民が享受するものであり、森林は公共財であるとの認識のもと、森林づくりを社会全体で支えるよう、県民参画の推進が必要です。

このような森林資源を将来にわたって育成・確保するためには、森林区分に応じた適切な管理が重要となります。環境林については、森林の公益的機能が発揮できるよう保全・整備を行うことが必要です。生産林については、持続的な林業経営や安定的な木材生産を目指して、生産性の向上と間伐材の利用推進を図りながら適正な森林整備を進めるとともに、伐採後の確実な植栽を行うことで、森林資源の循環利用を推進することが必要です。

8) 気候変動による影響への適応

8-1 関連の諸計画に気候変動による影響への適応の視点を組み込む適応策の総合化

【盛り込むべき内容】

1 適応の総合化

知事は、行政計画や施策に気候変動による影響への適応に関する視点の組み込み（適応策の総合化）を図るための指針を作成しなければならないこととします。

〔想定される対象者〕 知事

〔規定の強さ〕 義務

【制定の趣旨】

気候変動問題への対策としては、温室効果ガスの排出を抑制する緩和策と、人や社会・経済のシステムを調節することで気候変動の影響を軽減しようとする適応策があります。どちらか一方だけでは防ぐことのできない影響も、両者を組み合わせることで、気候変動のリスクを大きく低減することが可能とされています。

県内においては、1890年以降の気象観測記録によると、年平均気温が100年当たり1.56℃上昇しています。また、現時点では必ずしも気候変動の影響と断定できないものの、既に生じつつある影響として、農作物の品質低下や病害虫の分布域の北上が報告されています。また、熱中症による救急搬送者数については、増加傾向が見られつつあります。加えて、今後、集中豪雨の頻発や海水面の上昇、台風の強大化等が予測されており、洪水被害や高潮被害、土砂災害等の増加による人命・財産への被害拡大が懸念されます。

従って、緩和策と併せて適応策を講じるために、県内で既に生じている事態や生じつつある事態を踏まえ、将来の気候変動による影響を推定し、影響に対する被害の度合いを把握する必要があります。また、既往の取組や影響と被害の度合いの検討結果を踏まえて、今後、取り組むべき対策を検討する必要があります。

更に、効果的・効率的な適応策の実施のためには、防災、都市生活、農業、環境等、様々な政策分野や関連する諸計画に気候変動に対する適応の視点を組み込む必要があります。

8-2 気候変動とその影響の継続的モニタリング調査の実施、科学的知見やリスク情報の更なる蓄積と共有化

【盛り込むべき内容】

「9) 地球温暖化防止に係る教育・学習の普及」に包含する

【制定の趣旨】

気候変動の影響は、地域特性や住民の生活環境、習慣、健康状態等によって異なり、受ける影響の大きさ、影響の受けやすさ、対処の困難さ等の不確実性を抱えています。三重県においては、年平均気温の上昇等が確認されていますが、気候変動による影響への適応の視点を盛り込んだ体系的なモニタリングの実施は進んでいません。

したがって、気候変動の現状を把握し、そのシステムを理解した上で対策を講じる必要があります。更に、効果的・効率的な適応策の実施のためには、過去から現在までの観測結果を活用して、影響予測の不確実性を考慮し、常に一定の余裕を確保するような適応策を導入することが重要です。これに際しては、気候変動の緩和策にもなる、または地域の環境や社会経済に対する便益や相乗効果をもたらすような適応策の促進も重要となります。

8-3 気候変動による影響の把握と適応の取組

【盛り込むべき内容】

1 気候変動の影響及び適応策への理解の促進

県は、気候変動による影響の把握と取組に関する情報を県民及び事業者へ提供するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

2 気候変動の影響の把握の推進

県民及び事業者は、気候変動の影響と取組に関する情報等を把握又は理解し、活用するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民、全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

気候変動の影響が及ぶと推定されている分野は、洪水や渇水、水質悪化等の「水環境・水資源」、海面上昇・高潮・洪水等の「水災害・沿岸」、生物や生態系の分布変化等の「自然生態系」、高温による米の異状や収量の減少、果樹の着色不良、家畜の肉質低下等の「食料」、熱中症患者の増加や感染症リスクの変化等の「健康」、観光や日常生活への影響等の「県民生活」と多岐にわたり、県民の安全・安心に関わる問題です。

したがって、県は気候変動による影響の把握と取組に関する情報を県民及び事業者へ提供し、県民及び事業者は、気候変動による影響及び対策等について理解を深め、取り組んでいくことが求められます。

また、気候変動やその影響に対応するための技術やサービスは、事業者にとってはビジネスチャンスになり得るものであり、産業の需要創出や発展が期待されます。

9) 地球温暖化防止に係る教育・学習の推進

9-1 生涯にわたる環境教育・環境学習の振興、実践的な人づくり

【盛り込むべき内容】

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 教育・学習機会の提供

県は、県民や事業者等に対する環境教育・環境学習の機会の提供等を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

また、事業者は、従業員に対する環境教育・環境学習の実施に努めることとします。

〔想定される対象者〕 全ての事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

更に、県民は、環境教育・環境学習の機会に積極的に参加するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県民

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 教育・学習活動に対する人材派遣の実施

県は、環境教育・環境学習の内容や進め方についてアドバイスや実践できる人材を派遣するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

2 人材の育成

県は、環境保全に率先して貢献できる人材や指導者等を育成するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

環境教育・環境学習は、持続可能な社会の構築をめざして、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われるものです。

地球温暖化対策を推進する上では、人間活動に起因する環境負荷が地域や地球の環境に大きな影響を及ぼしていることや、CO₂を吸収・固定し、地球温暖化防止に寄与している森林を社会全体で支えることの必要性の理解を促進するとともに、自ら進んで環境問題の解決に取り組める人材を育成することが重要です。更に、少子高齢化社会を迎える中、子どもだけでなく、高齢者を含めた大人に対する環境教育・環境学習も重要です。

国は、「環境保全活動・環境教育推進法」の改正において、環境保全活動・環境教育の一層の推進と行政・企業・民間団体等の協働の重要性、自然体験等の機会の場の認定制度の導入、幅広い実践的人材づくりなどの必要性等を盛り込みました。

また、国際的には、「地球的視野で考え、様々な課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組み (think globally, act locally)、持続可能な社会づくりの担い手となる」よう個々人を育成し、意識と行動を変革することを目指すための教育を「持続発展教育 (ESD : Education for Sustainable Development)」として取り組むこととなっています。

したがって、持続可能な社会を構築するため、県民・事業者・行政等が、家庭、地域、職場に

において、主体的に環境保全に取り組むことが大切であり、こうした取組が進むよう、その基盤である環境保全の意欲の増進、意識の向上、環境教育等を進めるとともに、取組を進める環境や仕組みづくりが求められています。

9-2 地球温暖化対策・環境配慮行動の普及啓発

【盛り込むべき内容】

1 普及啓発・情報提供

(1) 啓発・広報・情報提供等の実施

県は、地球温暖化対策に関する普及啓発、広報活動及び情報提供の実施に努めることとします。

〔想定される対象者〕 県

〔規定の強さ〕 努力義務

(2) 滞在者に対する啓発の実施

観光事業者及び公共交通事業者等の滞在者と接する事業者は、滞在者に対して、環境配慮行動をとるよう普及啓発を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕 観光事業者、公共交通事業者等の滞在者と接する事業者

〔規定の強さ〕 努力義務

【制定の趣旨】

国民調査の結果によると、環境保全行動の実施状況について、ごみの分別は95%、節電等の省エネ対策は87%が実施していると回答していますが、「体験型の環境教育・環境学習活動に参加する」は15%、「講習会等で得た環境保全に関することを実践する」は21%にとどまっています。一方、今後これらの活動を実施したい意向を持つ人はそれぞれ60%、69%を占めています。

「5-2」で記述したとおり、地球温暖化対策の取組等の調査によると、80%以上の県民が地球温暖化問題に関心があり、70%以上が今の生活を犠牲にしても、あるいは多少変えても、日常生活での地球温暖化防止取組を行うべきと考えています。一方、地球温暖化対策の取組の実行率は43.8%であり、向上傾向にはありますが、地球温暖化問題への高い意識が行動につながっていない状況です。

また、第1回みえ県民意識調査では、家庭での排出削減の取組が進まない要因について、50.5%の県民が、「地球温暖化防止にどのくらい効果があるのかわからない」と考えており、「何をしてよいか分からない」が37.3%、「頑張っても変わる気がしない」が28.6%、「お金や時間がかかる」が19.6%、「生活に不便を感じる」が16.8%を占めました。

このように、県民の中には、依然として地球温暖化対策のためにすべきこと、その意義や重要性、効果等について十分な知識・情報が得られないために、環境に配慮した行動を実行できずにいる人が多く、理解を深める必要があります。

10) イベント開催における対策

10-1 大規模イベントの運営における環境配慮及び参加者への周知・啓発

【盛り込むべき内容】

1 イベント開催時の環境配慮

(1) エネルギー消費量の低減

相当程度大規模なイベントを開催しようとする者（以下、「イベント開催者」という。）は、自らが開催するイベントに伴うエネルギー消費量の低減に取り組むよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

(2) 公共交通機関の利用

イベント開催者は、自らが開催するイベントに参加しようとする者（以下、「参加者」という。）及び当該イベントの企画・運営等に従事する者の移動に対して、公共交通機関の利用を促進するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

(3) 廃棄物の削減

イベント開催者は、自らが開催するイベントに伴う廃棄物の排出量の削減に取り組むよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

(4) カーボン・オフセットの実施

イベント開催者は、自らが開催するイベントに伴う温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

2 環境配慮の周知・啓発

イベント開催者は、参加者に対して、環境に配慮したイベントであることの周知、温室効果ガス排出量についての情報提供及び排出抑制を促す啓発等を実施するよう努めることとします。

〔想定される対象者〕1日当たりの平均的な参加者（通行人を除く。）の人数の見込みが500人以上であるイベントを開催しようとする者

〔規定の強さ〕努力義務

3 県が主催、共催又は後援するイベント

県が主催、共催又は後援するイベントについては、規模の大きさに関わらず、イベント開催時の環境配慮（1（1）から（4））及び環境配慮の周知・啓発（2）に努めることとします。

〔想定される対象者〕県、県が後援するイベントの開催者

【制定の趣旨】

イベントの開催に伴って環境に負荷を与える要因は、開催場所周辺の自然への影響、イベント運営に係るエネルギー消費、人の移動と物資の運搬に伴うエネルギー消費、廃棄物の発生等、数多くの要因が考えられます。

三重県は、これらの要因がもたらす環境への影響を最小限にするよう、県が主催、共催又は後援するイベントについては、環境に配慮したイベント「エコイベント」となるようなシステムづくりを、県民との協働により取り組んできました。

イベントの開催においては、環境に配慮していることはもちろんのこと、イベント自体の開催目的や楽しさを損なうことなく、無理なく継続できることが重要です。それにより、環境配慮のノウハウが確実に定着していくことが期待され、今後も本県で開催されるイベントはエコイベントになるよう、取り組んでいく必要があります。

併せて、エコイベントの開催を通じて、参加者に対して環境配慮行動の周知・啓発を推進していく必要があります。

三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方検討の経緯

- 平成 24 年 1 月 26 日 三重県環境審議会
・「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方」について諮問
- 平成 24 年 3 月 19 日 第 1 回地球温暖化対策部会
・三重県における現状と課題
・検討項目の選定
- 平成 24 年 8 月 3 日 第 2 回地球温暖化対策部会
・条例の目的
・検討項目のあり方審議
- 平成 24 年 11 月 8 日 第 3 回地球温暖化対策部会
・検討項目のあり方審議
- 平成 25 年 2 月 22 日 第 4 回地球温暖化対策部会
・「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方について(中間案)」審議
- 平成 25 年 3 月 27 日 三重県環境審議会
・「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方について」の中間案審議
- 平成 25 年 6 月 4 日 第 5 回地球温暖化対策部会
・「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方について(最終案)」審議
- 平成 25 年 8 月 21 日 第 6 回地球温暖化対策部会
・「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方について(最終案)」審議
- 平成 25 年 9 月 11 日 三重県環境審議会
・「三重県地球温暖化対策の推進に係る条例のあり方について」の最終案審議

三重県環境審議会地球温暖化対策部会委員名簿

役 職	氏 名	所属団体・役職名等	備考
部 会 長	ぼく けいしゅく 朴 恵淑	三重大学 理事・副学長	
副部会長	きむら なつみ 木村 夏美	三重弁護士会	
委 員	いけだ ちえこ 池田 千慧子	三重県消費者団体連絡協議会 理事	
	いちかわ よしのり 市川 吉則	四日市市環境部 次長兼環境保全課長	平成 25 年 4 月退任
	いとう のぶひこ 伊藤 信彦	一般社団法人三重県トラック協会 専務理事	平成 24 年 5 月就任
	いわさき やすひこ 岩崎 恭彦	三重大学人文学部法律経済学科 准教授	
	えんぞ じゅんいち 園曾 順一	四日市地域環境対策協議会 (味の素株式会社 東海事業所 環境グループ長)	
	おかだ くにお 岡田 邦雄	中部経済産業局資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長	平成 25 年 5 月就任
	おかもと まさひろ 岡本 正弘	中部経済産業局資源エネルギー環境部 エネルギー対策課長	平成 25 年 5 月退任
	かとう ひろかず 加藤 博和	名古屋大学大学院環境学研究科 准教授	
	きしおか よしこ 岸岡 美子	社団法人三重県建築士会 津支部 幹事	
	きたずみ おさむ 北角 収	三重県経営者協会 (井村屋グループ株式会社 総務・法務部長)	
	こんどう りょうた 近藤 亮太	中部地方環境事務所 統括環境保全企画官	平成 25 年 7 月退任
	たかやま よしお 高山 善郎	一般社団法人三重県トラック協会 専務理事	平成 24 年 5 月退任
	にしむら とうぶ 西村 統武	日本チェーンストア協会 中部支部 (マックスバリュ中部株式会社 総務部長)	
	ひとみ としかず 人見 敏和	四日市市環境部 環境保全課長	平成 25 年 4 月就任
	やました よしゆき 山下 吉行	霞ヶ浦地区環境行動推進協議会 会長 (東ソー株式会社四日市事業所 総務部長)	
やまぞえ ひろやす 山添 裕康	三重県森林組合連合会 (大紀森林組合 代表理事組合長)		

50 音順、敬称略

E V ・ P H V 用充電器整備のためのビジョン



平成 25 (2013) 年 8 月

三 重 県

1. ビジョンの趣旨

三重県では、平成 32 (2020) 年における温室効果ガス排出量が平成 2 (1990) 年比で 10%削減されている低炭素社会の実現を目指しています (三重県地球温暖化対策実行計画、平成 24 年 3 月)。この目標の実現に向けた対策の一つとして、次世代自動車の普及についても、県民、事業者、行政による多様な主体が取り組むべき課題としています。

このため、石油燃料への依存度を抑えるとともに低炭素社会の実現に向けて、三重県内における電気自動車 (以下「EV」という。) 及びプラグインハイブリッド自動車 (以下「PHV」という。) がその機能を十分に発揮しつつ活用されるよう、充電器のより一層の充実を図ることを目的として、経済産業省所管の平成 24 (2012) 年度補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に係るビジョンを作成しました。

2. 国の次世代自動車政策

国は、EV・PHV を含む次世代自動車の普及加速を図るため、「次世代自動車戦略 2010」を平成 22 (2010) 年 4 月に公表し、平成 32 (2020) 年における新車販売台数に占める EV 及び PHV の割合を最大で 20%とすること、普通充電器 200 万基及び急速充電器 5,000 基を整備すること等を目指しています。

また、経済産業省所管の平成 24 (2012) 年度補正予算では、EV・PHV に必要な充電設備の整備に対する補助を行うため、自治体等が作成する充電器設置のためのビジョンに基づき、かつ公共性を有すると認められる充電器を設置する場合には、設備の購入費及び工事費の 3 分の 2 が補助されます。(次世代自動車充電インフラ整備促進事業)

国の設置目標

自治体等の計画に基づく充電器の設置
(主に急速充電器、約4千基)

自治体等の計画に基づかないものの、公共性を有する充電器の設置
(普通充電器 / 急速充電、約7万基)

月極駐車場やマンション等への充電器の設置(主に普通充電)等(約4万基)

国の補助について

公共性を有する充電器の設置 充電器 + 工事費の 1 / 2



県が策定するビジョンに基づく充電器の設置 充電器 + 工事費の 2 / 3

3. 三重県の特性

（地勢） 三重県は日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約 80km、南北約 170km の南北に細長く、東には波静かな伊勢湾を、南には風光明媚な熊野灘を臨み、北には養老山地と鈴鹿山脈を、西には標高 1,700m 級の紀伊山地を擁するなど、豊かで変化に富んだ自然環境に囲まれています。

（道路の状況） 主な市街地は伊勢湾沿岸、伊賀盆地、熊野灘沿岸に形成され、それらを結ぶように道路網が整備されています。主な道路は東海道としての国道 1 号、伊勢湾沿岸を南北に走る国道 23 号をはじめとして、名阪国道（国道 25 号）、国道 165 号のような東西軸、県内と紀州路を結ぶ国道 42 号、260 号が整備されるほか、下表のとおりとなっています。



主な街道と経路	現在の主な路線名
【東海道】名古屋方面～京都・大津方面	国道1号、東名阪自動車道、伊勢湾岸自動車道、新名神高速道路
【伊勢街道】名古屋方面～伊勢	国道23号
（亀山～伊勢）	伊勢自動車道
【大和街道】追分～大阪・奈良方面	国道25号（名阪国道）、国道163号
【伊賀街道】津～伊賀	国道163号
【伊勢別街道】関～津	県道10津関線
【初瀬街道】松阪～奈良方面	国道165号
【伊勢本街道】奈良方面～伊勢	国道368号など
【和歌山街道】奈良方面～松阪	国道166号
【和歌山別街道】粥見～伊勢	国道368号
【二見道】伊勢～二見	国道42号
【鳥羽道】伊勢～鳥羽・磯部	県道37鳥羽松阪線、国道167号
【磯部道】伊勢～磯部	県道32伊勢磯部線
【濃州道】桑名～藤原	国道306号、421号
【美濃街道】桑名～大垣方面	国道258号
【巡見道】亀山～関ヶ原方面	国道306、365号
【八風道】富田～菟野	県道9四日市員弁線、県道620平津菟野線ほか
【菟野道】四日市～菟野	国道477号
【熊野街道】伊勢～熊野	国道42号など
【熊野脇道】玉城～大紀、玉城～道方・長島	県道38伊勢大宮線、県道22伊勢南島線、国道260号

(充電器の整備状況)

現在、三重県内で一般に公開されている充電器は 100 箇所ほどありますが、このうち、普通充電器が約 7 割を占めています。市町別にみると、概ね 10 箇所以上設置されているのは、津市、四日市市、伊勢市、鈴鹿市の 4 市で、その他設置箇所の存在する市町は、松阪市、桑名市、名張市、尾鷲市、鳥羽市、志摩市、伊賀市、東員町、菰野町、玉城町の 7 市 3 町となっています。(平成 25(2013)年 7 月)

普通充電器には、Mode1、Mode2 を含みます。Mode1 はコンセント型(電力供給のみで制御回路なし)、Mode2 はコンセント型(充電ケーブルに制御回路を内蔵)を指します。

次世代自動車充電インフラ整備促進事業における第 1 の事業では、ケーブル付型(本体に制御回路を内蔵)の Mode3 が対象とされています。

4. ビジョンの作成方針

本ビジョンは、EV・PHV の充電機能を活用し、石油燃料への依存度を抑えるとともに、再生可能エネルギーを含む多様なエネルギー源から得られた電源を利用しつつ快適な移動が行えるよう、以下に示す方針のもとで作成しました。

- 1) ビジョンの期間は、平成 25(2013)年度から平成 32(2020)年度までとします。
- 2) 県内の観光交流、事業活動及び日常生活における利便性の向上という観点から、充電インフラの整備の進展によって、EV・PHV の利用者が県内を移動しやすい環境となるように充電器の設置範囲を指定します。
- 3) 充電器の設置を想定する施設は、観光施設、レジャー施設、宿泊施設、道の駅、商業施設、文化施設、スポーツ施設などとしています。
- 4) 全ての箇所において、急速充電器、普通充電器のいずれも設置可能とします。

充電器の利用形態は、利用者が自動車を駐車する時間の長さによって左右され、比較的短時間の駐車時間を活用する『ひととき充電』か、長時間の駐車時間を活用する『おやすみ充電』に大別されます。このため、充電器の仕様及び基数は、設置者によって施設等の規模や利用者の滞在時間等をふまえて選択されることとなります。

- 5) 一箇所に複数の充電器を設置可能とします。

また、経済産業省所管の平成 24(2012)年度補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」に伴う補助金交付申請については、設置箇所ごとに対応することとし、一箇所につき一件の申請に限って受け付けます。

5. 充電器の設置箇所の指定

・本ビジョンの作成にあたっては、県内の特性とビジョンの作成方針をふまえ、以下のとおり設置箇所の範囲を指定します。

高速道路（自動車専用道を含む）及び主な港湾の出入口周辺の指定

観光・交流の促進の観点から、遠距離移動及び県外からの来訪者が、高速道路の移動中にEV・PHVの充電機能を活用しやすいよう、高速道路及び自動車専用道路のインターチェンジ又はランプ周辺の地点を指定し、指定地点から3km以内を充電器の設置箇所の範囲として指定します。

【45 地点】

なお、高速道路内（サービスエリア等）において高速道路会社等が設置する充電器は、本ビジョンの対象外とし、別途高速道路会社の作成するビジョンに沿って設置されます。

観光スポット等の周辺の指定

余暇活動、事業活動及び日常生活における利便性の確保の観点から、観光スポット、事業所の集積状況、商業施設、文化・スポーツ施設等の立地状況をふまえ、市街地や観光地を中心に地点を指定し、指定地点から3km以内を充電器の設置箇所の範囲として指定します。【120 地点】
(の45 地点を含みます。)

市町の区域別の指定

県内全域においてEV・PHVが充電機能を活用され、石油燃料への依存度が抑えられた低炭素な移動ができるよう、上記、で指定した以外の空白域を補完し、網羅的な充電インフラ整備を促進するため、市町の区域別に設置箇所の範囲を指定します。【29 区域】

県内の主要な都市の中心市街地は概ね25km以内で点在しており、中心市街地における充電器の整備が進めば、市街地内の移動はもとより、市町をまたぐ移動においても利便性の向上が期待できます。

なお、設置箇所数は、経済産業省の示した以下のモデルプラン(充電器設置箇所数)を参考に、市町ごとの人口、事業所数、面積をもとにして設定しています。

(参考) 経済産業省モデルプランにおける充電器設置箇所数の設定

$$\text{充電器設置箇所数} = 0.0006 \times \text{ST 評価指数} + 0.822$$

$$\text{ST 評価指数} = \text{面積} [\text{km}^2]^{0.68} \times \text{人口} [\text{人}]^{0.2} \times \text{事業所数} [\text{箇所}]^{0.19}$$

6. 設置範囲と箇所数のリスト

本ビジョンでは、以下に示すリストのとおり、三重県内に 149 の範囲を指定し、急速充電器及び普通充電器を 700 箇所に整備することとします。

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
001	芸濃	県道 10 津関線・グリーンロード交差点から 3km 以内	5	芸濃 IC、椋本の大椋(名木百選)、大型商業施設など
002	河芸	県道 651 三行上野線・杜の街三丁目入口から 3km 以内	3	上野城跡、マリーナ河芸、中勢グリーンパーク、大型商業施設など
003	安濃	県道 42 津芸濃大山田線・安濃橋北詰交差点から 3km 以内	2	商業施設など
004	一身田	国道 23 号・栗真中山町交差点から 3km 以内	12	高田本山専修寺と一身田寺内町、時間貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
005	津	県道 42 津芸濃大山田線・津インターチェンジ東交差点から 3km 以内	3	津 IC、忠盛塚、商業施設など
006	阿漕	国道 23 号・大倉交差点から 3km 以内	9	津なぎさまち、津観音寺、谷川土清旧宅、四天王寺、津城跡、結城神社、御殿場海水浴場、大型商業施設、宿泊施設など
007	雲出	国道 23 号・雲出大橋北から 3km 以内	3	香良洲歴史資料館、香良洲海岸、大型商業施設など
008	高茶屋	国道 165 号・高茶屋小森ランプから 3km 以内	4	時間貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
009	久居	国道 165 号・戸木口交差点ランプから 3km 以内	5	久居 IC、大型商業施設、宿泊施設など
010	一志	県道 15 久居三杉線・井関交差点から 3km 以内	4	とことめの里一志、商業施設など
011	榑原	県道 521 亀山白山線・榑原温泉から 3km 以内	4	榑原温泉(日本百名湯)、射山神社、宿泊施設など
012	白山	国道 165 号・倭 1 交差点から 3km 以内	4	東青山四季のさと、猪の倉温泉、白山郷土資料館など
013	青山高原	県道 512 青山高原亀山白山線・青山高原から 3km 以内	2	青山高原、馬野溪谷など
014	家城	県道 15・南家城交差点から 3km 以内	1	君ヶ野ダム公園など
015	美杉	国道 368 号・上多気交差点から 3km 以内	1	北畠神社、道の駅「美杉」など
016	三多気	国道 368 号・伊勢路公民館から 3km 以内	1	三多気の桜、森林セラピーなど
017	四日市中部	国道 23 号・西末広町交差点から 3km 以内	20	四日市港、潮吹き防波堤・稲葉翁記念公園、末広橋梁、臨港橋、ばんこの里会館。じばさん三重、茶室 泗翠庵、時間貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
018	追分	国道 1 号・追分交差点から 3km 以内	6	四郷郷土資料館、南部丘陵公園、日永の追分、大型商業施設など
019	内部	国道 1 号・采女南交差点から 3km 以内	4	杖衝坂、旧東海道石薬師宿、鈴鹿市考古博物館、佐佐木信綱記念館、商業施設など
020	楠	県道 6 四日市楠鈴鹿線・南五味塚交差点から 3km 以内	3	吉崎海岸、宮崎本店(明治建築)、長太の大クス、楠中央緑地、商業施設など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
021	四日市 IC	国道 477 号・四日市インター入口交差点から 3km 以内	7	四日市 IC、智積養水、蟹池、大型商業施設など
022	桜	国道 306 号・桜町西交差点から 3km 以内	4	四日市市心れあい牧場、昭和幸福村公園、三重県環境学習情報センター、四日市スポーツランド、商業施設など
023	富田	国道 23 号・霞埠頭前ランプから 3km 以内	8	四日市港、四日市港ポートビル、旧東洋紡績株式会社、富田工場原綿倉庫、霞ヶ浦緑地公園、大型商業施設など
024	四日市東	県道 64 上海老茂福線・四日市東インター入口交差点から 3km 以内	6	四日市東 IC、富洲原魚類共同販売所、伊坂ダムサイクルパーク、垂坂公園・羽津山緑地、大型商業施設など
025	尾平	国道 477 号・新尾平橋北交差点から 3km 以内	7	大型商業施設など
026	上海老	国道 365 号・上海老交差点から 3km 以内	1	商業施設など
027	小俣	県道 428 伊勢小俣松阪線・新出交差点から 3km 以内	8	大仏山公園、商業施設など
028	伊勢西	県道 37 鳥羽松阪線・伊勢市駅交差点から 3km 以内	15	伊勢西 IC、外宮、せんぐう館、伊勢河崎商人館、大型商業施設、宿泊施設など
029	伊勢東	国道 23 号・伊勢 IC 南交差点から 3km 以内	6	伊勢 IC、神宮徴古館・農業館、猿田彦神社、内宮、式年遷宮記念 神宮美術館、大型商業施設など
030	二見	伊勢二見鳥羽ライン・二見 JCT から 3km 以内	6	二見 JCT、賓日館、伊勢・安土桃山文化村、夫婦岩・二見興玉神社、二見シーパラダイス、マコンデ美術館、道の駅「蘇民の森」(民話の駅蘇民)、商業施設など
031	津村	県道 22 伊勢南島線・津村町交差点から 3km 以内	2	郷の恵み 風輪、宿泊施設など
032	三雲	国道 23 号・小津町交差点から 3km 以内	6	松浦武四郎記念館、大型商業施設など
033	西黒部	国道 23 号・西黒部町 1 交差点から 3km 以内	5	松阪港、朝田寺、松名瀬海水浴場、商業施設など
034	大黒田	国道 42 号・大黒田西交差点から 3km 以内	10	文化財センター「はにわ館」、松阪城跡(日本 100 名城)、御城番屋敷、市立歴史民俗資料館、本居宣長記念館、松阪もめん毛織りセンター、岡寺山継松寺、小津安二郎青春館、時間貸駐車場、商業施設、宿泊施設など
035	一志嬉野	県道 58 松阪一志線・天花寺町交差点から 3km 以内	4	一志嬉野 IC、大型商業施設など
036	松阪	県道 58 松阪一志線・松阪インター入口交差点から 3km 以内	3	松阪 IC、美濃田大仏(真楽寺)、松阪農業公園ベルファーム、松阪森林公園など
037	山室	県道 59 松阪第 2 環状線・県道 700 小片野駅部田線交差点から 3km 以内	2	MAP みえこどもの城、中部台運動公園、商業施設など
038	小片野	国道 166 号・大石駐在所前交差点から 3km 以内	2	大石不動院、中山薬草薬樹公園、元丈の館、商業施設など
039	粥見	国道 166 号・粥見井尻交差点から 3km 以内	3	深野のだんだん田(棚田 100 選)、リバーサイド茶倉、エドヒガン桜(春谷寺)、道の駅「茶倉駅」など
040	飯高	国道 166 号・飯高地域振興局前交差点から 3km 以内	2	道の駅「飯高駅」など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
041	奥香肌峡	国道 166 号・県道 569 蓮峡線 交差点から 3km 以内	1	奥香肌温泉森のホテルスメールなど
042	多度	県道 267 四日市多度線・多度町 総合支所前交差点から 3km 以内	4	アイリスパークみその、多度大社、多度山上公園、 多度峡、商業施設など
043	長島	県道 7 水郷公園線・長嶋 IC 前交 差点から 3km 以内	5	長島 IC、国営木曾三川公園カルチャービレッジ、輪 中の郷、又木茶屋、長島水辺のやすらぎパークなど
044	湾岸 長島	県道 7 水郷公園線・湾岸長島 IC 入口交差点から 3km 以内	5	湾岸長島 IC、湾岸桑名 IC、ナガスマスパーランド、三井 アウトレットパークジャズドリーム長島、宿泊施設など
045	八間通	国道 1 号・八間通交差点から 3km 以内	13	なばなの里、諸戸氏庭園、六華苑、住吉神社、桑名 宗社(春日大社)、旧東海道桑名宿、七里の渡跡、本 多忠勝像(吉之丸コミュニティパーク)、九華公園、 石取会館、海蔵寺、桑名別院本統寺、寺町通り商店 街 三八市、十念寺、照源寺(松平定綱及び一統之墓 所)、大福田寺、増田神社、時間貸駐車場、大型商業 施設、宿泊施設など
046	桑名東	国道 258 号・桑名東インター入 口交差点から 3km 以内	3	桑名東 IC、大型商業施設など
047	星川	国道 421 号・星見ヶ丘南口交差 点から 3km 以内	8	桑名 IC、大型商業施設など
048	神戸	県道 8 四日市鈴鹿環状線・裁判 所前交差点から 3km 以内	9	神戸城跡と神戸公園、大國屋光太夫記念館、石垣池 公園、大型商業施設など
049	白子	国道 23 号・寺家五交差点から 3km 以内	10	江島若宮八幡神社、伊勢型紙資料館、鈴鹿市伝統産 業会館、旧伊勢街道白子宿、子安観音寺(白子の不断 桜)、伊奈富神社、千代崎海水浴場、鼓ヶ浦海水浴場、 時間貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
050	庄野	国道 1 号・庄野交差点から 3km 以内	9	旧東海道庄野宿、荒神山観音寺、鈴鹿川河川敷、鈴 鹿フラワーパーク、大型商業施設、宿泊施設など
051	稲生	県道 643 三行庄野線・鈴鹿サー キット前交差点から 3km 以内	6	鈴鹿サーキット、鈴鹿青少年の森、商業施設など
052	鈴鹿	県道 27 神戸長沢線・鈴鹿インテ ーチェンジ交差点から 3km 以内	2	鈴鹿 IC、神明社の大樟、江西寺だるま寺、 鈴鹿ほたるの里、商業施設など
053	椿	県道 560 鈴鹿公園長沢線・椿大 神社前から 3km 以内	2	宮妻峡・宮妻峡ヒュッテ・もみじ谷、椿大神社、桃林 寺など
054	名張	県道 691 名張青山線・富貴ヶ丘 交差点から 3km 以内	20	観阿弥ふるさと公園、夏見麁寺跡、名張藤堂家邸跡、 江戸川乱歩生誕地碑、宇流富志禰神社、蛭子神社、 愛宕神社、青蓮寺湖、左巻権、名張中央公園、時間 貸駐車場、大型商業施設、宿泊施設など
055	赤目口	国道 165 号・赤目口交差点から 3km 以内	4	極楽寺、商業施設、宿泊施設など
056	赤目	県道 567 赤目滝線・赤目四十八 滝付近から 3km 以内	2	延寿院(菩提桜)、日本サンショウウオセンター、赤 目四十八滝溪谷(日本百景)、忍者の森、香落溪(日本 の紅葉百選)など
057	尾鷲北	国道 42 号・坂場交差点から 3km 以内	7	尾鷲北 IC、尾鷲港、馬越峠、尾鷲神社(夫婦大クス)、 土井竹林・お人形の家、熊野街道・やのはま道、土井 子どもくらし館、向井黒の浜(潮干狩り)、商業施設 など
058	大曾根浦	県道 778 中井浦九鬼線・大曾根 駅前から 3km 以内	3	県立熊野古道センター、夢古道おわせ(夢古道の湯)、 大曾根公園(世界の椿園)など
059	尾鷲南	国道 42 号・尾鷲南 IC 入口交差 点から 3km 以内	1	尾鷲南 IC、商業施設など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
060	三木里	国道311号・県道159三木里インター線交差点から3km以内	3	三木里IC、野鳥の小径、三木里ビーチなど
061	賀田	国道311号・県道70賀田港中山線交差点から3km以内	4	賀田IC、モクモクしお学舎、アクアステーション、飛鳥神社(楠の木)、梶賀神社、曾根町郷土資料館など
062	亀山	国道1号・羽若町交差点から3km以内	11	加藤家長屋門及び土蔵(待屋敷遺構)、亀山城跡、太厳寺 長尺藤、野村一里塚、亀山公園(菖蒲園)、商業施設、宿泊施設など
063	関	国道1号・地藏院口交差点から3km以内	10	亀山IC、伊勢関IC、東の追分、旧東海道関宿、観音山公園、正法寺 山荘跡、石山観音、かめやま美術館、亀山サンシャインパーク、道の駅「関宿」、商業施設、宿泊施設など
064	安楽島	国道167号・安楽島大橋北交差点から3km以内	19	鳥羽港、日和山、鳥羽マリニターミナル(鳥羽湾めぐり)、ミキモト真珠島、鳥羽水族館、商業施設、宿泊施設など
065	石鏡	県道128鳥羽阿児線・パールロード鳥羽展望台付近から3km以内	4	麻生の浦大橋、海の博物館(公共建築100選)、黒潮おどる花街道、鳥羽展望台(パールロード・箱田山園地)、海土潜女神社、鑑崎灯台、宿泊施設など
066	相差	県道47鳥羽磯部線・県道750阿児磯部鳥羽線交差点から3km以内	2	相差かまど、石神さん、菅崎園地など
067	松尾	国道167号・松尾北交差点から3km以内	2	商業施設など
068	大又	国道42号・道の駅熊野きのくに前から3km以内	1	大又のカツラ、道の駅「熊野きのくに」など
069	新鹿	国道311号・県道737新鹿佐渡線交差点から3km以内	2	新鹿IC、遊木漁港、新鹿海岸(快水浴場100選)など
070	大泊	国道42号・大泊海岸交差点から3km以内	6	大泊IC、徐福の宮、徐福茶屋、清滝、国道311号ビューポイント(磯崎)、鬼ヶ城【世界遺産】、七里御浜のサンマのすだれ干し、松本峠【世界遺産】、大泊海岸、商業施設、宿泊施設など
071	有馬	国道42号・中の茶屋交差点から3km以内	4	獅子岩【世界遺産】、花の窟【世界遺産】、お網茶屋、金山パイロットファーム、里創人熊野倶楽部、商業施設など
072	紀和	国道311号・小川口交差点から3km以内	5	熊野市紀和鉱山資料館、瀬峡観光ウォータージェット船、入鹿温泉ホテル瀧流荘、湯ノ口温泉など
073	藤原	国道306号・黄金大橋南交差点から3km以内	1	聖法寺、藤原岳自然科学館など
074	北勢	国道306号・鎌田交差点から3km以内	6	北勢IC、勝泉寺、万葉の里公園、阿下喜温泉あじさいの里、商業施設など
075	員弁 大安	国道421号・員弁警察署東交差点から3km以内	5	大安IC、いなべ公園、大型商業施設など
076	宇賀	国道306号・宇賀交差点から3km以内	2	福王神社、田光のシデコブシ及び湿地生物生息地、宇賀溪北谷キャンプ場など
077	的矢	県道16南勢磯部線・的矢湾大橋北交差点から3km以内	4	的矢湾大橋、志摩スペイン村・バルケエスパーニャ、宿泊施設など
078	上之郷	国道167号・県道47鳥羽磯部線交差点から3km以内	5	伊雑宮、伊勢志摩エパークレイズ、道の駅「伊勢志摩」、商業施設、宿泊施設など
079	鵜方	国道260号・志摩総合庁舎入口交差点から3km以内	14	賢島港、横山展望台、志摩マリニランド、賢島エスパークルーズ、商業施設、宿泊施設など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
080	大王	県道 602 登茂山公園線・大王清掃センター入口から 3km 以内	3	ともやま公園(志摩自然学校)、大王崎灯台、商業施設など
081	越賀	国道 260 号・越賀小学校入口から 3km 以内	3	海女小屋体験・海女資料館、御座白浜、商業施設、宿泊施設など
082	浜島	県道 17 浜島阿児線・迫塩浄化センター入口から 3km 以内	4	合歓の郷ホテル&リゾート、海ほおすき、宿泊施設など
083	伊賀	国道 25 号・伊賀 IC から 3km 以内	4	伊賀 IC、上柘植 IC、霊山、余野公園、横光利一文学碑・解説文碑、道の駅「いが」、宿泊施設など
084	御代	国道 25 号・御代 IC から 3km 以内	4	下柘植 IC、御代 IC、壬生野 IC など
085	阿山	県道 49 甲南阿山伊賀線・道の駅あやま前交差点から 3km 以内	3	伊賀の里モクモク手づくりファーム、阿山ふるさとの森公園、道の駅「あやま」など
086	大山田	国道 163 号・平田交差点から 3km 以内	2	木の館 豊寿庵など
087	友生	国道 25 号・友生 IC から 3km 以内	9	中瀬 IC、友生 IC、伊賀くみひもセンター組匠の里、大型商業施設、宿泊施設など
088	上野	国道 25 号・西大手交差点から 3km 以内	13	上野東 IC、上野 IC、だんじり会館、伊賀上野城(日本 100 名城)、俳聖殿、伊賀流忍者博物館(忍者屋敷)、芭蕉翁記念館、鍵屋ノ辻、養虫庵、大型商業施設、宿泊施設など
089	島ヶ原	国道 163 号・新今倉橋西詰交差点から 3km 以内	2	島ヶ原温泉やぶっちゃ ゆうゆう鯛ヶ瀬、醤油づくり博物館はさめず醤油蔵、観音寺(正月堂)など
090	菖蒲池	国道 368 号・山出交差点から 3km 以内	3	大内 IC、白樫 IC、伊賀上野 SA など
091	安場名張北	国道 368 号・安場交差点から 3km 以内	3	美旗古墳群、弥勒寺、商業施設など
092	伊勢路	国道 165 号・上津交差点から 3km 以内	1	初瀬街道(阿保宿・伊勢路宿)など
093	青山羽根	国道 165 号・新羽根橋から 3km 以内	2	商業施設など
094	木曾岬	県道 108 木曾岬弥富停車場線・木曾岬小学校前交差点から 3km 以内	4	鍋田川桜並木、木曾岬町立文化資料館、グルービーパーク木曾川など
095	東員	国道 365 号・中央小橋南詰交差点から 3km 以内	9	東員 IC、鳥取山田神社のクスノキ、猪名部神社(大社祭)、東員町コスモス畑、東員北部山田溜公園、中部公園、歌舞伎公園(七世松本幸四郎丈生誕の里)、大型商業施設など
096	菰野	国道 306 号・菰野町消防本部前交差点から 3km 以内	6	菰野 IC、竹成五百羅漢、見性寺、道の駅「菰野ふるさと館」、大型商業施設など
097	湯の山	国道 477 号・一之瀬橋から 3km 以内	13	尾高観音、御在所ロープウェイ、湯の山温泉、大石公園、三岳寺、三重県民の森、尾高キャンプ場、朝明キャンプ場、パラミタミュージアム、菰野陶芸村、鳥居道山キャンプ場、アクアイグニス、宿泊施設など
098	朝日	県道 66 四日市朝日線・みえ朝日 IC 入口交差点から 3km 以内	6	みえ朝日 IC、小向神社、旧東海道(朝日町)、朝日町歴史博物館、商業施設など
099	川越	国道 23 号・南福崎交差点から 3km 以内	6	みえ川越 IC、川越電力館テラ 46、川越緑地公園、商業施設など

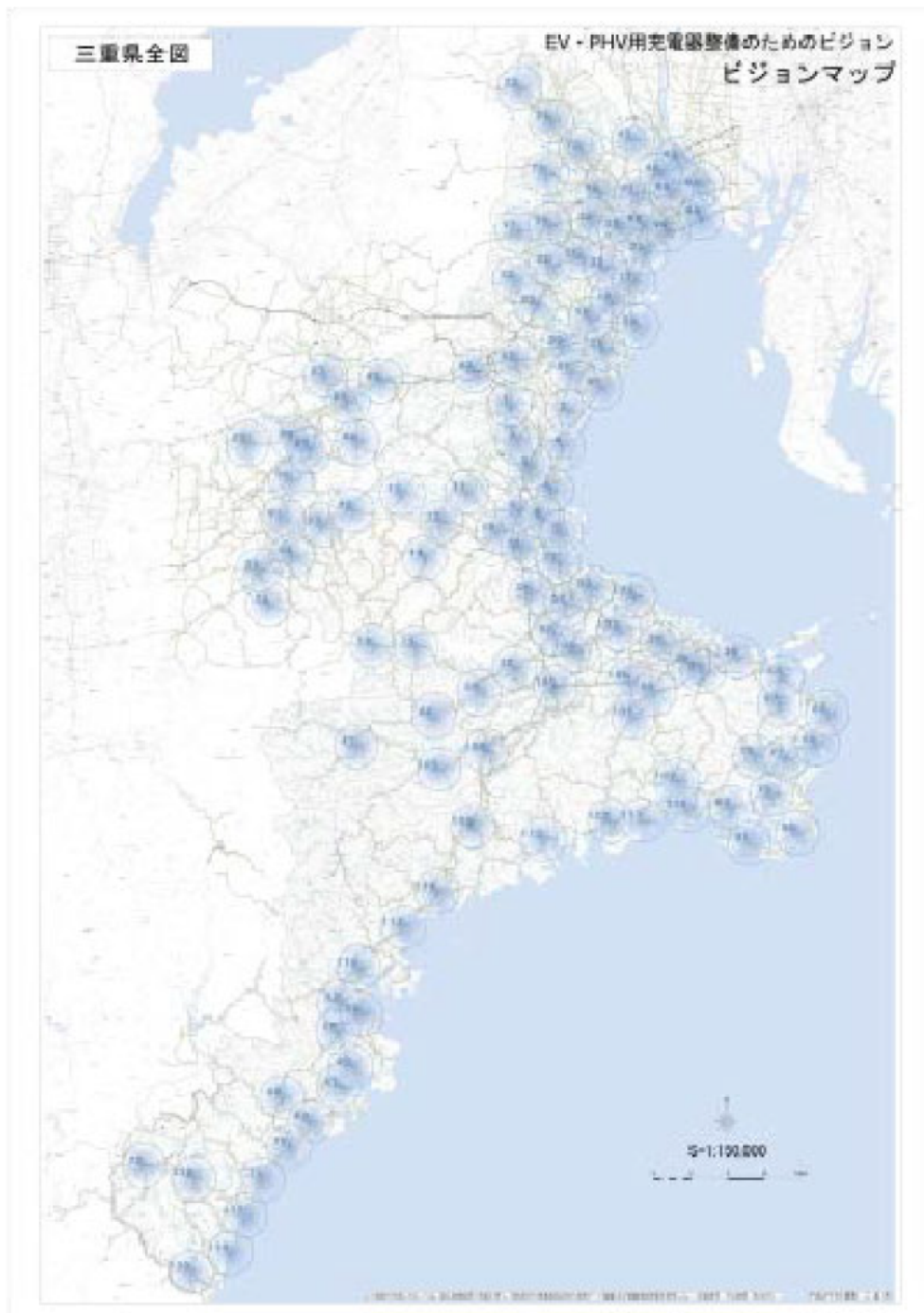
No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
100	相可	県道 160 多気八太線・相可交差点から 3km 以内	4	多気町郷土資料館、のびのびパーク天啓、商業施設、宿泊施設など
101	勢和多気	国道 42 号・勢和多気 IC 入口交差点から 3km 以内	2	勢和多気 IC、近長谷寺、長谷の車田、丹生大師、丹生水銀鉱跡など
102	大淀	国道 23 号・行部 1 交差点から 3km 以内	16	隆子女王の墓、大淀ふれあいキャンプ場、大型商業施設、宿泊施設など
103	斎宮	県道 37 鳥羽松阪線・金剛坂交差点から 3km 以内	10	斎宮のハナショウブ群落、水池土器製作遺跡、国史跡斎宮跡、斎宮歴史博物館、いつきのみや歴史体験館、商業施設など
104	大宮大台	国道 42 号・大宮大台 IC 入口から 3km 以内	7	大宮大台 IC、北畠具教 三瀬館跡、相津峠の山桜、三瀬谷ダム湖(奥伊勢湖)周辺の桜、道の駅「奥伊勢 おおだい」「奥伊勢 木つつ木館」、商業施設など
105	宮川	県道 31 大宮宮川線・江馬南交差点から 3km 以内	2	奥伊勢フォレストピアなど
106	玉城	県道 65 度会玉城線・玉城 IC 入口から 3km 以内	6	玉城 IC、村山龍平記念館、田丸城址、ふるさと味工房アグリ、玉城弘法温泉ふれあいの館、商業施設など
107	度会	県道 22 伊勢南島線・川口交差点から 3km 以内	2	獅子ヶ岳、宮リバー度会パークなど
108	紀勢大内山	国道 42 号・錦交差点から 3km 以内	3	紀勢大内山 IC、頭之宮四方神社など
109	五ヶ所	国道 260 号・船越交差点から 3km 以内	4	愛洲の里、野口雨情の詩碑、伊勢現代美術館、ないぜしぜん村、商業施設など
110	宿浦	国道 260 号・宿浦付近から 3km 以内	3	磯笛岬展望台、奥伊勢体験ワールド、田曾白浜など
111	相賀浦	国道 260 号・相賀浦入口交差点から 3km 以内	2	南海展望公園、相賀二ツ浜、ふれあいと体験の館 海ぼうすなど
112	道方	国道 260 号・県道 22 伊勢南島線交差点から 3km 以内	2	浮島パークなんとう、親子大橋(南島大橋、阿曾浦大橋)など
113	神前浦	国道 260 号・村山交差点から 3km 以内	1	南伊勢町南島庁舎など
114	紀伊長島	国道 42 号・東長島南交差点から 3km 以内	6	紀伊長島 IC、長島の港町、城の浜海岸、長島漁港、マンボウの丘、孫太郎オートキャンプ場、町営プール(城の浜)、道の駅「紀伊長島マンボウ」、宿泊施設など
115	三浦	国道 42 号・三野瀬駅入口から 3km 以内	2	きいながしま古里温泉、高塚公園展望台など
116	海山	国道 42 号・海山 IC 入口交差点から 3km 以内	4	海山 IC、引本神社、相賀神社、銚子川、種まき権兵衛の里、キャンプイン海山、道の駅「海山」など
117	阿田和	国道 42 号・御浜町役場北交差点から 3km 以内	4	市木のいぶき、七里御浜、ふれあいビーチ アシの木公園、道の駅「パーク七里御浜」など
118	尾呂志	国道 311 号・県道 35 紀宝川瀬線交差点から 3km 以内	1	丸山千枚田、紀州犬糞祥の地、さぎりの里 熊野古道地域センターなど
119	井田	国道 42 号・道の駅紀宝町ウミガメ公園前から 3km 以内	2	引作の大桶、紀宝町ふるさと資料館みどりの里、神内神社(安産樹)、道の駅「紀宝町ウミガメ公園」など
120	鮎田	県道 35 紀宝川瀬線・井関橋(湯谷川)から 3km 以内	1	熊野川【世界遺産】など

No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
201	津市	津市全域	7	錫杖湖・錫杖湖ふれあい公園、矢頭の大杉、伊賀街道長野宿と美里ふるさと資料館、川上山若宮八幡神社など
202	四日市市	四日市市全域	4	—
203	伊勢市	伊勢市全域	4	朝熊岳金剛證寺、伊勢志摩スカイラインなど
204	松阪市	松阪市全域	5	なめり湖、伊勢山上、堀坂山、つつじの里荒滝、月出の中央構造線、木樨三滝、宮の谷溪谷など
205	桑名市	桑名市全域	2	—
206	鈴鹿市	鈴鹿市全域	4	海の見える岸岡山緑地公園など
207	名張市	名張市全域	2	—
208	尾鷲市	尾鷲市全域	4	須賀利漁港、九鬼漁港、三木浦漁港、木名峠狼煙場跡、三木崎園地、トチの森、須野 寄木神社など
209	亀山市	亀山市全域	2	坂本棚田、積水溪キャンプ場、日本武尊能褒野御暮、鈴鹿馬子唄会館、旧東海道坂下宿、鈴鹿峠自然の家、名阪森林パークなど
210	鳥羽市	鳥羽市全域	4	答志島和具漁港港の塩ワカメづくり、青峯山正福寺など
211	熊野市	熊野市全域	3	楯ヶ崎、二木島漁港、国道311号ビューポイント(太郎坂広場)、なかよしステーション神木、瀬峡など
212	いなべ市	いなべ市全域	4	東林寺白滝、いなべ市農業公園、八風キャンプ場、商業施設など
213	志摩市	志摩市全域	2	安乗崎灯台、天の岩戸、麦崎灯台、R260号の珍しい形の橋、志摩パークゴルフ場など
214	伊賀市	伊賀市全域	7	尼ヶ岳(伊賀富士)、メナード青山リゾート、白藤滝、伊賀焼伝統産業会館、伊賀の国大山田温泉 さるびの、新大仏寺、行者堂、青山ハーモニーフォレストなど
215	木曽岬町	木曽岬町全域	2	—
216	東員町	東員町全域	2	—
217	菟野町	菟野町全域	2	—
218	朝日町	朝日町全域	2	—
219	川越町	川越町全域	2	—
220	多気町	多気町全域	2	女鬼峠、柳原観音千福寺、五桂池ふるさと村など
221	明和町	明和町全域	5	—
222	大台町	大台町全域	3	阿曾温泉、滝頭不動滝、総門山・北総門山、休憩工房 夢楽・憩いの館、太陽寺、清流茶屋、宮川上流、大和谷溪谷の紅葉、大杉谷溪谷の紅葉、大杉谷林間キャンプ村、六十尋滝など
223	玉城町	玉城町全域	2	—
224	度会町	度会町全域	2	—
225	大紀町	大紀町全域	2	笠木溪谷、大内山ふれあい牧場など
226	南伊勢町	南伊勢町全域	2	はまぼう群落、鞆倉園地(ハート型の入り江)、河村瑞賢公園、商業施設など

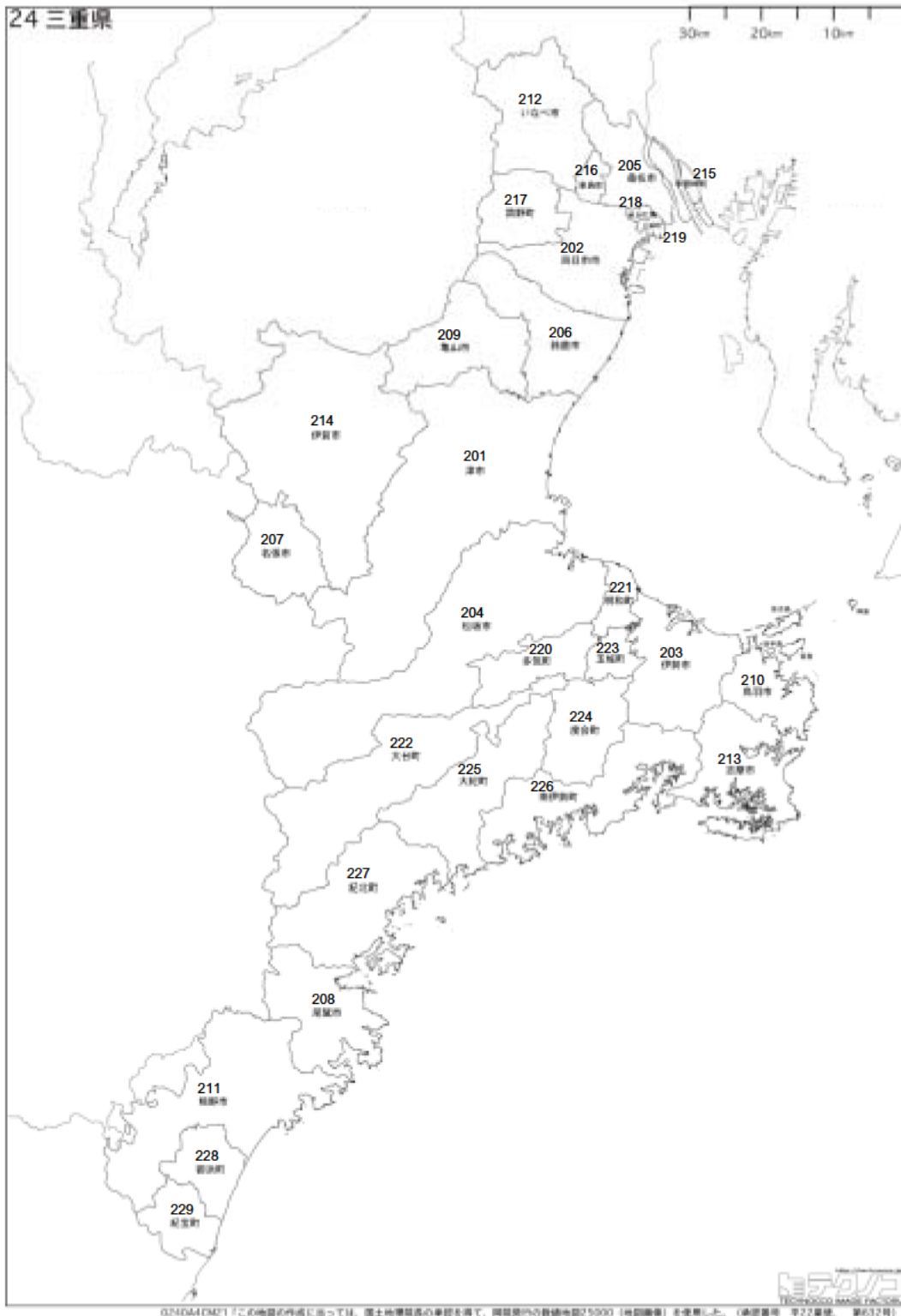
No.	範囲名称	設置場所の指定方法	箇所数	指定した範囲内の観光地や施設
227	紀北町	紀北町全域	2	大白公園、島勝神社、和具の浜、自然体験型イベント交流施設けいちゅう、錦向井ヶ浜遊パークトロピカルガーデンなど
228	御浜町	御浜町全域	2	赤城城址など
229	紀宝町	紀宝町全域	3	飛雪の滝、商業施設など
		合計	700	

7. ビジョンマップ

1) 指定地点 (No.001~120) の位置は、下図のとおりです。



2) 指定区域 (No.201~229) の位置は、下図のとおりです。



8. 充電器の整備にあたって

使用料金 既設の充電器には、使用料も会員制度も有しない無料開放型で運用されているものと、予め駐車料金や会員料金等を支払う有料制、会員制のもとで運用されているものが混在しています。しかし、公共性を有すると認められた充電器の運用については、充電サービス業の継続性や受益者負担による公平性を確保する観点から、有料制とされるのが望まれます。

信頼性 公共性を有すると認められた充電器は、利用者が遠隔地で確認できるような信頼性を確保する観点から、充電器の場所、運用時間、機能、利用可否、車種の条件、料金の收受方法、故障の有無等について、広く情報の共有を図られることが望まれます。

安全性 充電器の設置工事を受注しようとする事業者は、設置目的や運用条件等に応じ、充電器の仕様、設置形態、受電方式とともに、植込み型心臓ペースメーカー等への影響等について適切な説明を行うなど、設置者及び利用者の理解と安全・安心が得られるように努めることが望まれます。

9. 本ビジョンにおいて対象とする充電器の要件

本ビジョンにおいて対象とする充電器には公共性が求められます。また、一般社団法人次世代自動車振興センターより、ビジョンに基づく充電設備は以下の 5 つの要件を満すものに限ることとされています。

今後、新設される充電器（中古品を除く。）であること

充電設備の場所を示す案内看板を設置すること

充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること

充電設備の利用を他のサービスの利用または物品の購入を条件としていないこと

（ただし、駐車料金等、センターが特に認める料金の徴収は可とする。）

利用者を限定していないこと

（ただし、その場で料金を支払うことで充電設備を利用できるのであれば、条件を満たすこととする。）

なお、補助金の交付対象は、次世代自動車充電インフラ整備促進対策費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）及び「次世代自動車充電インフラ整備促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）に従って設置されるもので、補助金の交付を受けるために必要な要件を満たしたものとされています。

10. ビジョンの見直し

本ビジョンの作成後に EV・PHV の登録や充電設備の設置をとりまく情勢に大幅な変化が認められたときは、必要に応じて本ビジョンを見直すこととします。

11. 「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の補助金申請を行うための事前確認

1) 本ビジョンとの整合を事前に確認

確認依頼書※に必要事項を記入のうえ、以下の書類を添付して、三重県環境生活部地球温暖化対策課に提出してください（郵送可）。

【提出書類】

- 確認依頼書（三重県様式 押印不要）
- 結果の通知を郵送で希望される場合は、宛先及び宛名を記載した返信用封筒（必要な額の切手を貼付のうえ添付してください。）

【確認後の通知方法】

- 県は、ビジョンとの整合を確認したのち、申請者へ文書にて結果を通知します。
- ビジョンとの整合を認められたときは、1つの工事につき1つの管理番号を発行します。

※ 確認依頼書の入手先

三重県（地球温暖化対策課）ホームページ

(<http://www.eco.pref.mie.lg.jp/ondanka/jyuuden/vision.htm>) 又は、

三重県環境生活部地球温暖化対策課（〒514-8570 津市広明町 13 番地）

※ 補助金交付申請から交付決定までの流れ（次世代自動車振興センターホームページから引用）



注1:第1の事業については、別途、申請前に自治体等に対してビジョンの要件を満たしているかどうかの確認を行う必要があります。

注2:「第1～3の事業」は、設置工事開始は交付決定後である必要があります。

2) 問合せ先

・本ビジョン及び事前確認の手続きに関する問合せ

三重県 環境生活部 地球温暖化対策課

電話 059 - 224 - 2368 (受付時間：平日 9:00～17:00 (祝日を除く))

FAX 059 - 229 - 1016

・次世代自動車充電インフラ整備促進事業に係る補助金申請に関する問合せ

一般社団法人 次世代自動車振興センター (<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei index.html>)

充電インフラ補助コールセンター

電話 03 - 5501 - 4412 (受付時間：平日のみ 9:00～17:00)

「充電設備」や「次世代充電インフラ整備促進事業(平成24年度補正予算)」の詳細については、次世代自動車振興センターホームページを参照してください。

(<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei index.html>)

12. その他参考資料

「経済産業省所管 H24 補正予算次世代自動車充電インフラ整備促進事業」

(一般社団法人 次世代自動車振興センター、<http://www.cev-pc.or.jp/hojo/hosei index.html>)

「駐車場等への充電施設の設置に関するガイドライン」(平成24年6月、国土交通省)

「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」

(2012年12月、経済産業省、国土交通省)

「次世代自動車戦略 2010 の公表について」(平成22年4月12日、経済産業省、

<http://www.meti.go.jp/press/20100412002/20100412002.html>)

(参考)

経済産業省所管平成24年度補正予算「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の概要

(一般社団法人 次世代自動車振興センターホームページより引用)

1. 制度の目的

この補助制度は、次世代自動車用充電設備の設置に関する補助などの事業を行うことにより、設備投資などを喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図ることを目的とします。

2. 補助対象と対象期間

- 次の4つの事業に合致する充電設備の設置を行う者に対して、補助金が交付されます。

実際に要した充電設備機器費(充電器の購入費用)及び設置工事費(第4の事業は除く)に対して補助率を乗じた額が補助金交付額となります。ただし、補助金の交付上限額を超える場合には、交付上限額が補助金交付額となります。

充電設備は、原則8年間保有することが義務付けられます。保有義務期間満了前に充電設備の処分を行うと、補助金の返納を求められることがあります。

事業名	概要	補助対象	補助率
第1の事業	自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン(注1)に基づき、かつ公共性を有する(注2)	充電設備機器費 及び設置工事費	2/3
第2の事業	ビジョンには基づかないものの、公共性を有する充電設備の設置	充電設備機器費 及び設置工事費	1/2
第3の事業	マンションの駐車場及び月極め駐車場等へ設置する充電設備の設置	充電設備機器費 及び設置工事費	
第4の事業	上記以外の充電設備の設置	充電設備機器費	

注1:「自治体等が策定する充電器設置のためのビジョン」とは、都道府県及び高速道路会社が策定するもので、電気自動車等に必要充電設備を計画的に配備するために適切な設置場所等が示されます。ビジョンを策定している自治体等については、センターのホームページで公表します。

注2:「公共性を有する」とは、以下のすべての要件を満たす必要があります。

- ①充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入れる場所にあること。
- ②充電設備の利用を他のサービス(飲食等)の利用又は物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金の徴収は可。)
- ③利用者を限定していないこと(ただし、会員制などとしていてもその場で料金を払うことで充電器を利用できる場合は条件を満たすものとする。)

- 補助金の交付を受けるためには平成26年10月31日(金)までに、充電設備の設置工事が完了し、充電設備機器費用及び工事費用の支払いを終了させ、実績報告書をセンターに提出することが必要です。

3. 申請受付期間

平成25年3月19日(火)～平成26年2月28日(金)

なお、申請総額が予算額を超過する場合には申請締め切り前であっても申請の受付を終了します。